

総務委員会資料

議案第138号

国立医薬品食品衛生研究所用地の取得について

資料 国立医薬品食品衛生研究所の移転整備について

平成24年8月29日
総合企画局

1 これまでの経過

平成23年12月22日	京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区の指定
平成24年2月14日	京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区計画の申請 ⇒国立医薬品食品衛生研究所（国立衛研）の整備を申請
平成24年3月9日	京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区計画の認定 ⇒国の用地取得費として、総合特区推進調整費18億円（1ha分）の活用が決定
平成24年3月15日	平成24年第1回市議会定例会において、移転整備に係る予算成立 ⇒平成23年度一般会計補正予算(30億6千万円の債務負担行為設定) ⇒平成24年度一般会計当初補正予算:10億8千万円(24年度支払分) ⇒平成24年度公共用地先行取得等事業特別会計当初補正予算
平成24年3月30日	川崎市、国立衛研及び独立行政法人都市再生機構（UR）との間で整備に向けた基本合意等を締結 ○川崎市、国立衛研及びURによる基本合意書 ⇒整備の基本スキーム、相互の役割等について規定 ○川崎市及びURによる協定書 ⇒用地の売買契約締結に向けた基本的な事項を確認
平成24年8月3日	川崎市及びURとの間で土地売買仮契約締結 (取得面積16,972.19㎡、取得単価179,500円/㎡) ※本議案の議決をもって、本契約を締結する予定
平成24年8月10日	国立衛研及びURとの間で土地売買契約締結 (取得面積10,027.83㎡、取得単価179,500円/㎡)

2 国立衛研の業務の概要と総合特区の取組における役割

(1) 業務の概要

医薬品、食品をはじめ国民生活に密接に関連する化学物質の品質、安全性並びに有効性の評価に関する試験・研究の実施や、全国の地方衛生研究所や検疫所に検査法や技術指導を行う

(2) 京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区の取組における役割

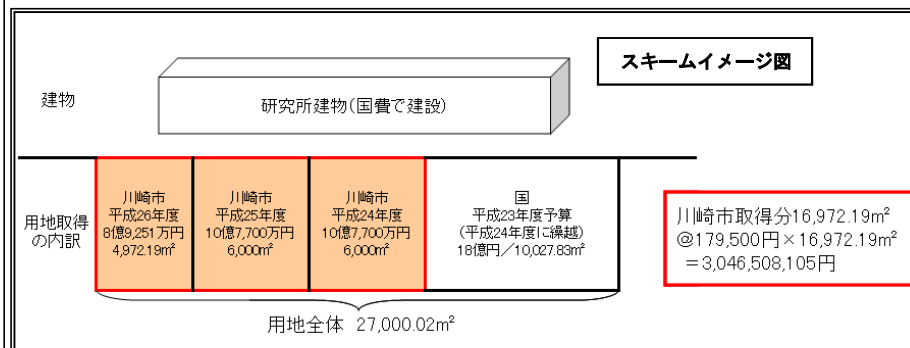
キングスカイフロントに立地する実験動物中央研究所、国内外の研究機関、医薬品・医療機器企業、大学等との連携により先端医療分野における新たな評価・解析手法等の基準を世界に先駆けて確立

3 国立衛研の立地により期待される効果

- (1) 京浜臨海部ライフノベーション国際戦略総合特区の取組の加速
- (2) 立地による経済波及効果及び企業、研究機関等の集積の促進
- (3) 市民の健康と生活環境の維持・向上への貢献

4 整備の基本スキーム

- 国は、総合特区推進調整費（18億円）を活用して、用地の一部（10,027.83㎡）を取得
- 市は、残りの用地（16,972.19㎡）を取得、平成26年度までの3か年に分けて引渡し・代金支払
- 市は、取得した用地を国に無償で貸付
- 国は、取得した用地と川崎市から貸付を受ける用地に国費で研究所を建設



5 今後の予定スケジュール

平成24年10月	市議会において採決後、土地売買本契約を締結
平成25年1月	平成24年度分の土地引渡し・代金支払(相手方:UR)
平成25年9月	殿町三丁目土地区画整理事業終了認可
平成26年1月	平成25年度分の土地引渡し・代金支払(相手方:UR)
平成26年4月	研究所建設工事着手前に、平成26年度分の土地引渡し・代金支払(相手方:UR)。引渡し後、市が取得した土地を一括して国に貸付
平成26年度中	国立医薬品食品衛生研究所建設工事着工
平成28年度以降	建物竣工。建物竣工後、順次移転・運営開始